

し尿収集業務応援協定書

東御市（以下「甲」という。）と長野県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、し尿収集運搬業務（以下「業務」という。）の応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

- 第1条 甲は、東御市において発生した災害で、被災世帯等のし尿収集運搬に困難が生じるおそれがあると判断したときは、乙に対し、し尿収集車両（以下「応援車」という。）の応援を要請することができる。
- 2 乙は、甲からの応援の要請を受けたときは、遅滞なく乙に所属する応援車の応援体制を整え、甲の指揮に従うものとする。

（協定の有効期間）

- 第2条 協定の内容は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（応援車の確保）

- 第3条 乙は、長野県内の業務に支障をきたさない範囲内において、最大限の応援台数を確保する。

（委託料等）

- 第4条 委託料は支払請求及びその他の事項については、甲乙間において別途委託契約を締結するものとする。

（協議）

- 第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年 7月 4日

（甲） 長野県東御市県 281 番地 2

東 御 市 長

土屋哲男 

（乙） 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 957 番地 29

長野県環境整備事業協同組合

理 事 長

懸川相益 